

独立行政法人国立病院機構埼玉病院における 霊安室管理業務登録業者の選定についての公募公示

令和3年9月1日から独立行政法人国立病院機構埼玉病院内における霊安室管理業務（以後、本業務という。）を適正に遂行するため、ご遺族及び関係者の心情を害することなく、丁寧な態度をもって病棟病室から霊安室に迎え、及びお送りするための本業務を遂行することができる者を選定して、依頼、指示することを目的とする。

本業務を依頼、指示する者は本登録業者一覧に登載された者のみであるため、名簿登録者を（以下「登録業者」という。）を公募するものであり、公募を希望する者は次のとおり関係書類を期限までに提出願います。

令和3年8月6日

独立行政法人国立病院機構
埼玉病院経理責任者
院長 原 彰男

1. 事業概要

(1) 本業務概要

独立行政法人国立病院機構埼玉病院における霊安室管理業務

(2) 業務内容

当院が定めた霊安室管理業務運用細則による。（詳細については別紙）

(3) 名簿登録期間

令和3年9月1日 ～ 令和5年8月31日（2年間）

本名簿登録期間の満了をもって名簿登録期間は終了。

令和5年9月1日以降については別途公募を実施して登録業者を選定する。

2. 参加資格、評価項目・評価基準

(1) 提出者に要求される資格（必須）

独立行政法人国立病院機構埼玉病院霊安室管理業務規程（以下「規程」という）のほか、関係書類提出時点において、下記要件を具備していなければならない。

① 会社として商業登記され、且つ、会社の目的に葬祭業務が記載されていること。
（10年以上の実績が確認出来ること）。

② 病院からの応急呼出には24時間対応できること。

本業務遂行において、連続して呼び出しをする場合があるため、自社名義の車両（青ナンバーの寝台車）が準備でき、病院からの応急呼出に対し、30分以内に到着できること。

③ 当院に出入りする本社等が3年以上継続した営業の実績があること。

④ 営業所等がある場合は、自ら所有であること。

但し、営業所等が自らの所有で無く、賃貸契約物件の場合は、3年以上継続して営業の実績があること。

- ⑤ 応急呼び出しに対応可能な自社社員が5名以上であること。
- ⑥ 一般貨物自動車運送事業経営許可書及び運送約款の写しを提出すること。
なお、運送業務提携契約を締結している場合は、同契約書及び利用運送事業の許可書の写しを提出すること。
- ⑦ 本業務遂行する前提として、ご遺体を搬送していること自体を可能な限り、外観上把握されない配慮に務めなければならない。
- ⑧ 自社内に3体以上の遺体安置所（遺体安置ができるところ）並びに冷蔵庫（遺体保管用）を有し、ご遺体の安置が出来る体制であること。

（2）その他（必須外）

- ① 登録業者は、過去2年において、医療機関等において霊安室管理業務・遺体搬送業務等の委託契約の解除、若しくは出入り禁止等の指示を受けてないことを証明する書類を提出すること。
- ② 遺体搬送等業務に対して、当院への請求額について見積書を別途提出すること。
但し、無料の場合はその旨記載すること。
- ③ 遺体搬送等業務に対して、ご遺族への請求額について見積書を別途提出すること。
但し、無料の場合はその旨記載すること。
- ④ 当院又は他医療機関での遺体搬送業務契約実績があれば、その履歴を別紙にて作成し、提出すること。
- ⑤ 霊安室管理業務を実施するにあたり、当院への提案があればA4用紙1枚程度で作成し、提出すること。
- ⑥ 官公庁大臣・知事等に許可された葬儀業の組合等に参加している場合は、会員証等の写しを提出すること。

3. 手続等

（1）担当部署

〒351-0102 埼玉県和光市諏訪2-1
独立行政法人国立病院機構埼玉病院 企画課 専門職
電話048-462-1101（内線1292）

（2）関係書類の交付期間及び場所

- ① 交付期間
令和3年8月6日（金）から同年8月20日（金）まで
10:00～12:00及び13:00～17:00
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。）
- ② 交付場所
「（1）」に同じ

（3）公募希望者の登録期限、場所及び方法

- ① 登録期限
令和3年8月20日（金）17時00分まで
- ② 登録場所及び方法
「（1）」に同じ（別紙「関係書類」を持参、又は郵送）
郵送の場合は必着とする。

(4) 関係書類の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和3年8月20日(金) 17時00分まで

② 提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送)郵送の場合は必着とする。

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されていると判明した場合は、許可業者と登録されていても、即座に許可を取り消す。

(2) 提出された書類について、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(3) 関連情報を入手するための窓口は上記「3. (1)」に同じとする。

(4) 2. 参加資格、評価項目・評価基準により評価を行い許可業者は最大3社とする。

(5) 1月の業務ターム期間は毎月10日間とし、1月が31日の場合は11日間、28日の場合8日間の月となる場合がある。順番はくじ引きにて決定する。